

公益財団法人松阪市勤労者サービスセンター

令和6年度事業計画書

令和6年4月1日～令和7年3月31日

I はじめに

新型コロナウイルス感染症により引き起こされた、物価高騰は中小企業並びに個人消費行動に大きな影響を与えました。また、ロシアによるウクライナ侵略を背景とした国際的な原材料の上昇に加え、円安の影響などから日常生活に密接なエネルギー・食料品等の価格上昇の長期化も懸念されていますが、それに伴う賃上げが物価上昇に追いついていない状況です。加えて、令和6年1月1日には「令和6年能登半島地震」による甚大な被害により、今なお避難所での生活を余儀なくされている方がいる中で、会員の防災意識が高まっていることが推察されます。

令和6年度は、会員の皆様が豊かで安心した生活を送ることができるよう、余暇活動や健康の維持増進の充実と安全安心に生活するための情報提供や防災グッズ・物資の斡旋など、勤労者のニーズを把握し、より総合的な福利厚生サービスを提供するとともに会員満足度の向上をめざします。

II 令和6年度重点施策

将来にわたって安定した財団経営を行うため、会員拡大の推進、充実したサービスの提供、指定管理者事業等、次の施策を重点に活動いたします。

1. 会員拡大の推進

持続可能で安定したサービスセンターの運営を行い、充実したサービスを提供するためには会員拡大が重要です。福利厚生費の見直しや人手不足・後継者不在による事業所の閉鎖等による事業所退会が相次ぎ、非常に厳しい状況ではありますが、従業員一部加入事業所への全員加入の働きかけや利便性を積極的にアピールした効果的な加入促進活動を行い、会員拡大へ繋げていきます。

2. 組織運営体制の充実

サービスセンターは、平成3年11月に設立されて以来、財団の職員と市からの出向職員により運営されてきました。

しかし、令和5年4月1日から指定管理者制度が導入され、市職員の引き上げが行われましたが、必要な固有職員を雇用した上ではなく、既存の財団の職員でサービスセンター事業と指定管理者事業事務を担っています。

こうしたことから、職員の労働負荷は非常に重くなっているため、ルーチンワークで負荷が生じている作業について効率化を図るとともに、事業の安定性、継続を確保するための抜本的な見直しを行います。

3. 設立記念事業の見直し

サービスセンターの設立を記念して、一部の特別会員を除く会員に対し、2年に一度設立記念品を進呈してまいりました。

記念品の選定については、スケールメリットを生かし、センター会員事業所が取り扱う商品を中心に行ってきましたが、近年は物価や運搬費の高騰により、会員満足度の高い記念品の提供が困難になってきていることから、より有益な事業で会員に還元していただけるよう、設立記念事業の廃止を含め、見直しを行います。

Ⅲ 事業計画

1. 福利厚生事業（公益目的事業1）

(1) 生活安定事業

日常生活に必要なサービスの安価な提供を通じ、勤労者の生活の安定に資することを目標に実施します。

① 施設利用助成事業

「松阪おいしんぼ探検」と名付け、会員事業所である飲食店の協力により、通常より安価な料金で利用いただけます。利便性向上のため、会報にクーポンを刷り込んで提供します。

実施事業
・松阪おいしんぼ探検（年5回実施予定）
・JAみえなか いまざり米の購入助成
・自動車学校卒業祝金
・和洋菓子クーポンの発行

② チケット斡旋・販売事業

安価に購入した商品券、公共交通機関の乗車券等を割引価格で斡旋します。

実施事業
・公共交通機関乗車券等の斡旋（快速みえ乗車券、津エアポートライン乗船券、等）
・ギフトカード等商品券の販売（UC、図書カード、全国共通お食事券、等）

③ 物資斡旋事業

安価に購入した農水産物等を一般より廉価で販売します。松阪市内や大規模災害のあった被災地から仕入れ、地域の魅力の再確認、地産地消活動の振興、被災地の復興支援も目的としています。

また、会員の意識が高まっていることから、もしもの時の防災グッズの斡旋も予定しています。

実施事業
・東日本大震災・令和6年能登半島地震被災地の特産品等斡旋
・松阪の特産品の販売（年2回実施予定）
・防災グッズの斡旋

④ 割引提携事業

日常生活に必要なサービスの安価な提供を通じ、勤労者の安定に資することを目標に実施します。提携施設で会員証を提示することにより、優待特典を受けることが可能で、三重県内の施設・店舗を中心に割引提携を行います。

また、株式会社リロクラブと提携したサービス「ゆうとぴあ倶楽部」において、日用品等をオンラインショッピングサイトで、より安価に購入することができます。

(2) 余暇活動事業

家族や友人と充実した余暇時間を過ごすことで、リフレッシュを図ることを目的に実施します。

① 割引提携事業

スケールメリットを活かし割引利用の提携を行っている施設を案内し、サービスを提供します。レジャー施設、スポーツ施設、旅行社など勤労者の余暇活動の振興をめざし、三重県内外の幅広いジャンルの施設と提携し、会員証の提示により優待特典を受けることができます。

② 施設利用助成事業

余暇活動の振興に資する目的で、レジャー施設、スポーツ施設、旅行社等、様々な施設を指定し、利用時に助成します。

なお、通年でご利用いただける施設においては便宜を図り、会員証の提示若しくはクーポンで特典が受けられます。

実施事業
・通年利用クーポンの発行（ゴルフ場、ボウリング場）
・宿泊利用クーポンの発行（契約施設で利用できる宿泊助成クーポン）
・期間限定助成券の発行（みかん狩り、ぶどう狩り、等）

③ チケット斡旋・販売事業

スケールメリットを活かし購入したチケットを一般より安価に斡旋します。チケットは、演劇、美術館、レストランの利用券の他、幅広いジャンルのものを案内します。

実施事業
・通年利用チケットの販売（温泉入湯回数券、ゴルフ練習場プリペイドカード、等）
・期間限定チケットの斡旋・販売（近隣施設で実施されるコンサート、展覧会、等）

④ 自主企画事業

単独の事業所では実施が困難な事業を企画し、参加を募ります。また、勤労者の親睦を図ることを目的としたスポーツ大会を実施します。

実施事業
・レクリエーション事業（ウォーキング、いちごつみ、等）
・スポーツ大会事業（ゴルフ大会、フットサル大会）
・自己啓発事業（国家資格試験受験料助成制度、ドローン講習会、等）

⑤ ゆうとぴあ倶楽部

株式会社リロクラブが提供する「SCプラン（ゆうとぴあ倶楽部）」の導入により映画やレジャーチケットなどが、利用したいときにコンビニ発券やデジタルチケットなどで入手できます。また、単独では契約が困難なレジャー施設、レストラン等の割引利用ができるなど、豊富なサービスが格安で利用できるとともに、利便性が飛躍的に向上します。

(3) 健康管理事業

勤労者にとって関心の高い、健康維持増進を図るために実施します。

① 健康診断事業

松阪市健診センター等の医療機関が実施する人間ドック、定期健診などを案内するほか、ワークセンター松阪を会場に健康診断を実施します。

実施事業
・健康診断助成（事業所健診、半日人間ドック、乳がん検診、PET-CT健診、等）
・ゆうとぴあ健診《会場：ワークセンター松阪》

② 健康グッズ斡旋事業

スケールメリットを活かし仕入れた健康グッズを斡旋販売します。

実施事業
・健康グッズ販売（サージカルマスクの販売）

(4) 情報提供事業

当法人への加入促進や個々の事業への参加促進などを図るために実施する事業です。

① 情報誌等発行事業

当法人の制度全体及び個々の事業につき、会員をはじめ一般勤労者に周知を図るためガイドブックを年1回（4月）、会報誌を年10回（6月、2月を除く）発行します。

また、パンフレットや新聞広告等の媒体を用い制度の普及を図ります。

② ホームページ運営事業

パーソナルコンピューター及び携帯端末で閲覧できるホームページを通じ、当法人の制度全体及び個々の事業につき、広く情報を提供していきます。なお、法により義務付けられた定款等を公開するツールとしても活用していきます。

また、令和5年度からインスタグラムを利用した様々な情報発信により好評を得ていることから、令和6年度も引き続き実施し、会員の利用促進を図ります。

③ 加入促進事業

会員拡大を図るため、市内事業所等にサービスセンターの事業等の案内を行います。

また、加入強化月間を設定し、キャンペーンの実施や事業所等への訪問により会員の獲得に努めます。

実施事業
・加入促進キャンペーン（新規・追加）
・サービスセンター入会案内リーフレットの発行

2. 共済事業（相互扶助事業）

会員の相互扶助の精神で、弔慰金、見舞金及び祝金の慶弔金を支払う事業です。一般財団法人全国勤労者福祉・共済振興協会を引受保険団体として実施しています。給付事由、金額及び請求方法等は共済事業規則に定めるとおりです。

- (1) 祝金 「20歳、還暦、結婚、出生、銀婚、子の入学・就職」
- (2) 見舞金 「傷病、後遺障がい、住宅災害、家族看護」
- (3) 弔慰金 「死亡（本人、配偶者、子、父母）」
- (4) 記念品 「在会（5年、10年、15年、20年、25年、30年）」

3. 指定管理者事業（公益目的事業2）

松阪市より指定を受けスタートした、ワークセンター松阪の指定管理者事業が2年目を迎えます。令和5年度に引き続き、施設維持管理業務の委託先については、会員事業所を優先的に選定し、安全安心を最優先に適切な維持管理を行います。

また、これまでの経験とノウハウを生かし、これまで以上に利用者の利便性を高め、利用率の向上を図ります。

(1) ワークセンター松阪管理事業

ワークセンター松阪の設置目的である、雇用の促進とその他市民の健康・福祉の増進及び文化教養の向上を図るため、各種定期講座やフリーレッスンなどを実施します。また、会議室・テニスコート等の貸出しを通して、勤労者及び市民の福祉の向上を図ります。

① 施設運営《貸館事業》

勤労者及びその他市民のスキルアップをめざす場の提供と健康づくりや文化教養の向上を目的とした活動の場として活用していただくため、貸館事業を行います。

また、令和5年度から展示即売会や企業の商品説明会などの営利目的としての利用が可能となったことから、適正かつ公平な利用承認を行うとともに利用者に「使ってみたい」「また利用したい」と感じていただけるよう、安全で安心な施設維持管理と利用者サービスの向上をめざします。

【ワークセンター松阪・貸室一覧】

施設名	部屋名	定員	用途
本館	研修室	54	会議、研修会、ヨガ、ダンスレッスン等
	会議室	20	会議、役員会等
	視聴覚室	54	研修会、サークル活動等
	多目的ホール	—	バレーボール、卓球、ダンス、ヨガ、講演会等
第一別館	1階会議室	25	面接、会議、研修会、サークル活動等
	1階会議室	16	面接、会議、研修会、サークル活動等
	2階会議室	81	会議、研修会、講演会等
第二別館	第1講習室	30	研修会、サークル活動等
	第2講習室	30	研修会、サークル活動等
	和室	18	着物着付け教室、茶道教室等
	料理講習室	30	料理・パン・お菓子教室
	多目的ホール	30	ヨガ、ダンスレッスン等
	会議室	6	面接、相談会等
体育施設	テニスコート	—	テニス
	多目的グラウンド	—	サッカー、グランドゴルフ等

② ワークセンター松阪事業

これまでの利用資格が変更され利用の幅が広がり、より多くの方に受講が可能となったことから、市内外への積極的なPR活動を行うとともに、利用者の生活により役立つ事業を展開していきます。

実施事業
・定期講座（39講座）、短期講座（1講座）、一日体験講座（講座）
・フリーレッスン（短期レッスンを含めて3レッスン）
・会議等（ワークセンターフェスティバル実行委員会）（2回開催）

③ ワークセンターフェスティバル事業

講座の集大成として受講生の成果を発表する場として、また、勤労者及び市民等にワークセンター松阪の活動のPRを目的に開催します。

④ 就労支援事業

（公財）三重県労働福祉協会と連携し、学生、就職氷河期世代、引きこもり・ニート、再就職希望の女性などを対象に個別のキャリアカウンセリング等を行い、就活開始をサポートし雇用の促進を図ります。

実施事業
・就職相談
・体力づくり（ヨガ）講座、当事者・支援者のための集い（おしゃべりカフェ）等

(2) ワークセンター松阪自主事業

ワークセンター松阪指定管理事業以外で施設の利用目的に沿った事業を実施し、雇用の促進や勤労者及び市民の健康福祉の増進、文化教養の向上を図ります。

実施事業
・キッズ教室（通年3教室）
・こどもキッチン（1日体験教室）、等

(3) 施設維持管理業務

すべての利用者がワークセンター松阪を快適に利用できるよう、安全安心な施設維持管理を行います。

ワークセンター松阪・管理業務一覧	
・施設および設備の保守、維持管理	・清掃業務
・備品管理	・修繕業務
・保安警備業務	

4. 法人としての取組み

サービスセンターを取り巻く諸環境や課題に対応するためには、社会的な評価と会員からの高い満足度と信頼を得られる福利厚生サービスを提供する必要があります。加えて、時代に即したサービスの提供は会員拡大には欠かせない要因であることから、事業の受付方法等の見直し、検討を行い、より使いやすい事業申込みや共済金の請求方法等を提案し、会員の利用促進を図るとともに業務の効率化に向けた取組みを行います。

なお、勤労者の福利厚生の向上及び法人運営に係る情報収集、共同事業の実施等を目的として、一般社団法人全国中小企業勤労者福祉サービスセンター（以下、「全福センター」という。）に加入しています。

また、全福センターの主催する研修に参加するほか、ブロック協議会にも加入し、東海三県及び静岡県の各サービスセンターと情報交換を行うとともに、県内2箇所のサービスセンターとの情報交換や共同事業を行い、サービスの充実と会員拡大を図っていきます。